

## 平成19年度熊本県国民保護協議会の開催結果について

1 日 時 平成18年5月23日(水) 午前11時から11時30分まで

2 場 所 熊本県庁地下大会議室

3 出席委員 49名(欠席委員8名)

### 4 会議に付した案件

- (1) 熊本県国民保護計画の変更について
- (2) 平成18年度の施策の実施状況について
- (3) 平成19年度の施策の実施予定について

### 5 会議の経過

- (1) 熊本県国民保護計画の変更について

事務局から県国民保護計画の変更について報告を行いました(今回の変更は、国民保護法に定める軽微な変更該当するため、報告としたもの)。変更点は以下のとおりです。

政令の改正に伴う事務又は業務の大綱の変更(九州地方環境事務所の追加)、  
法律の改正に伴う防衛庁等に関する表示の変更。

- (2) 平成18年度の施策の実施状況について

事務局から平成18年度に実施した国民保護に関する施策について説明を行いました。主な説明の項目は以下のとおりです。

E m - N e t (緊急情報ネットワークシステム)の導入や九州・山口9県武力攻撃  
災害等時相互応援協定の締結など。

国民保護訓練の実施(実動訓練を9月3日、図上訓練を2月1日に実施)。

- (3) 平成19年度の施策の実施予定について

事務局から平成19年度に実施する予定の国民保護に関する施策について説明を行いました。主な説明の項目は以下のとおりです。

各種規程・マニュアルの整備、J - A L E R T (全国瞬時警報システム)、安否情報システムの導入など。

国民保護訓練の実施(実動訓練を9月、図上訓練を2月に実施予定)。

### 6 質疑応答

平成19年度の施策の実施予定について

#### 【委員】

J - A L E R Tとはどのようなものか。またマニュアルの整備はどのような手順で行うのか。

**【事務局】**

J - A L E R Tとは、国が発した国民保護に関する情報（弾道ミサイルの発射情報など）や防災に関する情報（津波情報や臨時火山情報等）を、市町村の同報系防災行政無線を用いてごく短時間で住民に伝達するシステム。平成19年2月から既に他の一部の都道府県及び市町で運用を開始しており、熊本県においてもできるところから各市町村にお願いをして導入を進めていきたい。

マニュアルの整備については、一つは訓練等を実施してその結果を反映させていく事が大事であると考えている。また、もう一つは、マニュアルを作成する際には関係機関の皆様といろいろ協議をさせていただく必要があると考えている。例えば、今質問をいただいた放送事業者の方にどのようなデータ、情報をお知らせするか等についても、それぞれ十分協議をさせていただき、適切なマニュアルを作っていきたいと考えている。

**【委員】**

マニュアルについては、関係機関との協議ということで、我々放送事業者はどういうルートで連絡があるかとか、そここのところが一番関心があるところなので、じっくり協議をさせていただきたい。

**【会長】**

ただいまの2点につきましては、事務局で適切に処理させたい。

（以上）